

富里市地域公共交通会議の概要について

1. 地域公共交通会議について

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項や市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項等を協議するため、市町村等が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。

地域公共交通会議

【主宰者】

市町村（複数市町村共同、都道府県も可）

【構成員】

市区町村、住民・利用者代表、都道府県（都道府県単位の場合）、地方運輸局（又は支局）、旅客自動車運送事業者及びその団体、一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体

（地域の実情に応じては、道路管理者、警察、学識経験者等）

【目的】

- ・地域のニーズに即した乗合運送の運行形態、サービス水準、運賃設定等の協議や交通計画の策定及び市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価等の協議により、地域住民の利便性の確保・向上に寄与すること



具体的な協議内容

- ①コミュニティバス等による運送（さとバスなど）の協議
 - ・運行の形態
 - ・運賃の設定（改定）
 - ・路線、運行区域の計画
- ②市町村有償運送（富里市移送サービス事業）に関する協議
 - ・運送の必要性
 - ・運行の計画
 - ・運送の登録、更新、変更
 - ・運送の対価
- ③交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

交通会議で合意・形成

- ・運賃認可の届出化
- ・警察署への意見照会の簡素化（参画している場合）
- ・標準処理期間の短縮（路線変更認可の迅速化等）

○道路運送法抜粋

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則抜粋

([法第九条第四項](#) の合意しているとき)

- 第九条の二 [法第九条第四項](#) の合意しているときとは、[同項](#) の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

(地域公共交通会議の構成員)

- 第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

2. 富里市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、富里市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者及び組織等が指名する者により構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長が指名する市職員
- (2) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
- (3) 市民
- (4) 成田警察署
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (7) 千葉県バス協会
- (8) 千葉県タクシー協会
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (10) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、第3条第2項第1号の市職員の中からこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(協議結果の取扱い)
- 第7条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
(庶務)
- 第8条 交通会議の庶務は、総務部企画課において処理する。
(補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

3. 富里市地域公共交通会議の開催経過について

- 第1回会議 日 時：平成20年7月4日（金）14：00～
場 所：富里市役所本庁舎3階第3会議室
議 題：道路運送法に基づく自家用有償旅客運送（富里市移送サービス）事業の登録更新について
議決結果：承認

4. 会議の公開と会議録について

会議の公開 関係	傍聴	可とする
	定員	定員は8名とし、先着順とする
	会議資料	貸出とし、返却することとする
	周知方法	会議日程が決まりしだいホームページでお知らせする
会議録関係	内容	開催日時
		場所
		出席・欠席委員
		議題
		協議の概要
		合意事項
		会議の内容は要旨にて作成(議題部分のみ)
	発言者の表示	「委員」とする
	内容確認方法	会長が確認する。
	公表方法	ホームページへ掲載する

5. 富里市地域公共交通会議傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、会議の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員（8名）になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

2-3 生活環境に対する満足度と期待度について（問8）

○満足度（下図横軸での比較）

満足度が高い分野

- ：「生涯学習」「自然環境」への満足度が最も高くなっています。
- ：次いで「ごみ処理・リサイクル」「農業振興」「歴史文化」「健康づくり」「コミュニティの形成」「スポーツ・レクリエーション活動」への満足度が比較的高くなっています。

満足度が低い分野

- ：「公共交通」への満足度が最も低くなっています。
- ：次いで「生活道路整備」「市街地整備」「雇用就業」「医療・救急」「社会保障」への満足度が比較的低くなっています。

○重要度（下図縦軸での比較）

重要度が高い分野

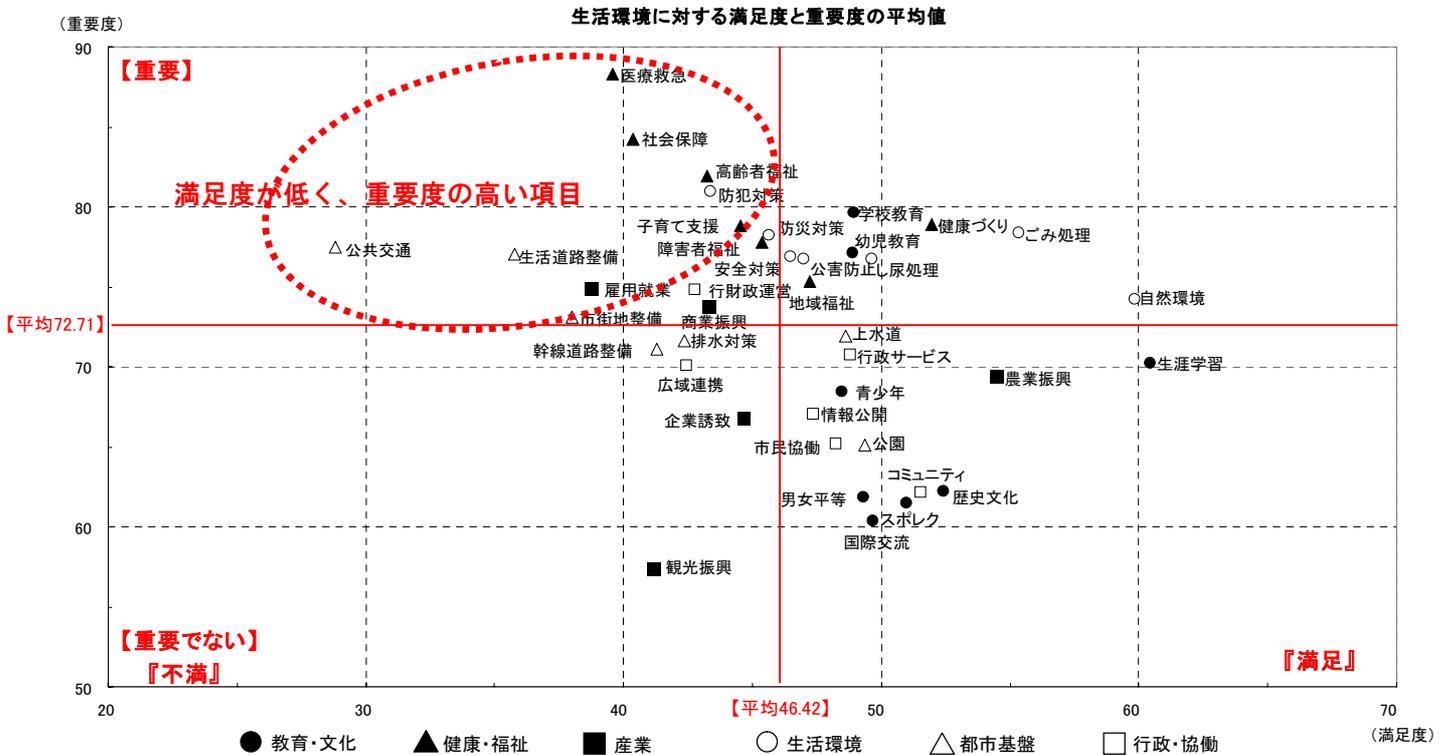
- ：「医療・救急」「社会保障」への重要度が最も高くなっています。
- ：次いで「高齢者福祉」「防犯対策」「学校教育」「健康づくり」「子育て支援」への重要度が比較的高くなっています。

重要度が低い分野

- ：「観光振興」への重要度が最も低くなっています。
- ：次いで「国際交流」「スポーツ・レクリエーション活動」「男女平等」「コミュニティの形成」「歴史文化」への重要度が比較的低くなっています。

○満足度×重要度

満足度が低く、重要度が高い項目の施策優先度が高いとみれば、「公共交通」「生活道路整備」「医療・救急」「社会保障」「高齢者福祉」「防犯対策」「子育て支援」「雇用就業」などが該当します。



※「満足」を100点、「やや満足」を75点、「どちらともいえない」を50点、「やや不満」を25点、「不満」を0点とした場合の評価平均点数。中間値は50点。

※重要度も同様。

市内公共交通の現状について②

鉄道駅がない本市における公共交通網については、バス交通が主軸であり、路線バス・さとバス（循環バス）・高速バスにより形成されている。

1. 路線バス

(1) 運行系統

①【日吉台線】

京成成田駅-日吉台5丁目-日吉台車庫

②【教習所東線】

京成成田駅—日吉台4丁目—成田教習所—ベイシア富里店

③【本城台線】

京成成田駅-並木町-七栄四つ角-本城-ABM成田

④【久能・両国線】

- ・京成成田駅-久能-富里中学校-ファミリータウン富里
- ・京成成田駅-久能-富里中学校 - 両国四つ角-ハニワ台車庫

⑤【住野線】

- ・京成成田駅-並木町-七栄四つ角-住野-八街駅
- ・京成成田駅-並木町-七栄四つ角-富里中学校-ファミリータウン富里
- ・京成成田駅-並木町-七栄四つ角-富里中学校-両国四つ角-南小学校

⑥【ジョイフル本田・ファミリータウン線】

JR 成田駅-日吉台入口-ジョイフル本田-七栄四つ角-ファミリータウン富里

⑦【イオン線】 ※運行日：土日祭日・8/13~15・12/30~1/3（3往復）

富里市役所-七栄四つ角-ジョイフル本田-日吉台入口-イオンモール成田

(2) 方面別運行本数

①京成成田駅から市内各方面への平日運行本数（千葉交通 HP より）

方面	運行時間帯	運行本数（日）
並木経由七栄・八街方面	6時台～20時台	15便
ラディソンホテル・本城台方面	7時台～21時台	15便
久能・七栄・両国・ハニワ台方面	6時台～19時台	15便
ファミリータウン行き	8時台～20時台	9便
日吉台車庫行き	6時台～22時台	56便
教習所東・ベイシア行	9時台～19時台	10便

②市内から京成成田駅への平日運行本数

※路線が重複しているバス停があるため、各方面バス停の本数を記入した。

バス停	運行時間帯	運行本数(日)
七栄四つ角	5時台～20時台	57本
富里中学校	6時台～20時台	24本
両国四つ角(久能・両国線)	6時台～20時台	14本
ラディソンホテル(本城台線)	6時台～20時台	16本
中沢橋(住野線)	6時台～20時台	15本
日吉台車庫(日吉台線)	5時台～22時台	55本

(3)利用者数(平成21年度実績)

※数値については区間全体の数値であり、路線の括りについても(1)の運行系統と一致しない部分がある。【千葉交通㈱より提供】

久能線 314,243人 住野線 298,698人 八代・日吉台線 749,547人
 本城台線 224,406人 ジョイフル・ファミリータウン線 36,895人
 富里イオン線 6,317人 教習所東線 55,607人

2. 高速バス

(1) 運行系統

①【八日市場～東京線】※便により停車箇所が異なります。

匝瑳市役所-道の駅多古-芝山千代田駅-ラディソンホテル成田-富里バスターミナル-富里IC-東京駅

②【京都・大阪線夜行バス】

銚子駅-佐原駅-成田空港ターミナル-京成成田駅-富里バスターミナル-四街道駅-秋葉原駅-京都駅-大阪なんば

(2) 運行本数

※運行時間帯は富里バスターミナルでの時間帯

路線名	運行時間帯	運行本数(日)
八日市場～東京線	上り 5時台～18時台	16往復
	下り 8時台着～23時台着	
京都・大阪線夜行バス	上り 22:08 発	1往復
	下り 6:20 着	

(3)利用者数(平成21年度実績)

単位:人

①八日市場～東京線

乗 車 数					
ラディソンホテル	七栄スクエア	富里BT	富里乗車数計	総乗車人員	富里乗車割合(%)
33,771	6,575	13,013	53,359	78,857	67.67

降 車 数					
富里BT	七栄スクエア	ラディソンホテル	富里降車数計	総降車人員	富里降車割合(%)
13,552	8,195	33,502	55,249	84,981	65.01

②京都・大阪線夜行バス

往路（乗）				復路（降）			
富里BT	日平均	全体	日平均	富里BT	日平均	全体	日平均
403	1.1	6,138	16.8	350	0.9	6,061	16.6

3. さとバス（循環バス）

さとバスは、路線バスを補完するため、路線バスが希薄な交通空白地帯にお住まいの高齢者をはじめとした交通弱者の日常生活における通院や買い物などの移動手段の確保を目的に平成14年から運行している。

（1）運行系統及び運行本数（平成18年5月～）

路線名	運行系統	運行本数（日）
新橋循環	市役所-人形台-中沢-新橋-南平台-ふるさと自然公園-七栄-人形台-市役所	7便
根木名循環	市役所-七栄-東七栄NT-大和NT-桜台団地-久能-緑ヶ丘NT-根木名NT-根木名-市役所	4便
十倉循環	市役所-葉山-両国-二区-三区-実の口-高野-武州-旧平-大堀-市役所	3便
高松循環	市役所-立沢台-富里第一工業団地-富里第二工業団地-新中沢NT-高松-四区-実の口-金堀-市役所	3便

（2）利用者数

単位：人

	H14 (9月～)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数	総数
根木名循環	1,385	2,530	2,842	3,435	3,258	3,555	3,785	4,030
高松循環	862	1,679	1,542	1,796	1,658	1,278	1,482	1,592
十倉循環	990	2,315	3,216	2,747	2,580	2,146	2,052	1,823
新橋循環	4,562	9,559	8,573	8,096	9,380	8,339	8,115	7,002
葉山循環	410	1,146	1,263	4				
合計	8,209	17,229	17,436	16,078	16,876	15,318	15,434	14,447

3. 市民意識調査結果等

次期富里市総合計画策定にあたり、市民の意見を把握するため実施した市民意識調査結果から日常生活の移動手段とさとバスの相関関係を集計した。

日常生活の移動手段とさとバスの相関関係

※「すぐに利用する」は大幅なルートや料金改正を行った場合

(単位:人)

	さとバスの利用									
	今も利 用して いる	すぐ に利 用す る(ほ ぼ 毎日)	すぐ に利 用 する (時々)	高 齢 期 な ど 時 期 が 来 た ら 利 用 す る	利 用 し な い	わ か ら な い	回 答 な し	合 計		
徒歩	4	4.5	25	56.5	38.5	54.5	7.5	190.5		
自転車	2	2	40	55	26.5	39.5	8	173		
オートバイ	0.5	1	6.5	13.5	9	7.5	1.5	39.5		
自動車(自分で運転)	2	12	123.5	449	225.5	235.5	32.5	1,080		
自動車(家族などが運転)	4.5	5	53.5	90.5	48.5	73	16.5	291.5		
タクシー	2.5	1	6	8.5	4.5	4.5	0	27		
路線バス	3	3.5	32.5	40.5	18.5	25	7	130		
病院等の送迎バス	0	0	1	1	0	0	0.5	2.5		
さとバス(循環バス)	3.5	1	3.5	1.5	0	0.5	1	11		
福祉関係の送迎サービス	0	0	0.5	0	1	1	1.5	4		
回答なし	1	0	2	6	3	4	23	39		
合計	23	30	294	722	375	445	99	1,988		

日常生活における移動手段

日常生活の移動手段とさとバスの相関関係

(単位:回答者 1988 人あたりの回答率)

	さとバスの利用								合計
	今も利 用して いる	すぐに 利用す る(ほぼ 毎日)	すぐに利 用する (時々)	高齢期な ど時期が 来たら利 用する	利用しな い	わからな い	回答なし		
徒歩	0.2%	0.2%	1.3%	2.8%	1.9%	2.7%	0.4%	9.6%	
自転車	0.1%	0.1%	2.0%	2.8%	1.3%	2.0%	0.4%	8.7%	
オートバイ	0.0%	0.1%	0.3%	0.7%	0.5%	0.4%	0.1%	2.0%	
自動車(自分で運転)	0.1%	0.6%	6.2%	22.6%	11.3%	11.8%	1.6%	54.3%	
自動車(家族などが運転)	0.2%	0.3%	2.7%	4.6%	2.4%	3.7%	0.8%	14.7%	
タクシー	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	1.4%	
路線バス	0.2%	0.2%	1.6%	2.0%	0.9%	1.3%	0.4%	6.5%	
病院等の送迎バス	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	
さとバス(循環バス)	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.6%	
福祉関係の送迎サービス	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	
回答なし	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.2%	1.2%	2.0%	
合計	1.2%	1.5%	14.8%	36.3%	18.9%	22.4%	5.0%	100.0%	

日常生活における移動手段

4. 平成21年度ボランティアセンター依頼対応調整実績

【社会福祉法人富里市社会福祉協議会提供】

種別	依頼内容	件数				備考	人数
		依頼	対応	キャンセル	対応不可		対応 ボランティア
高齢者	通院送迎	108	104	4		成田赤十字病院・湯山整形・三橋医院など	14
	院内介助	36	34	2		成田赤十字病院・高根病院・龍岡医院など	9
	生活保護費受け取り	12	12			市役所	6
	買い物	43	42	1		いなげや・ジャパンミートなど	9
	送迎（リハビリ）	11	11			福祉センター（さつき会）	1
	送迎	5	5			福祉センター・銀行など	4
	散髪	7	7			依頼者宅にて	2
	草取り	1	1			依頼者宅にて	1
	将棋相手	23	23			あずみ苑・あい愛	2
	弁当作り	9	9			さつき会（月1回リハビリ）	15
	イベント	3	3			※1 依頼先	（延べ）66
	イベント（芸能）	6	5	1		※2 依頼先	（延べ）37
	計	264	256	8	0		166
障がい者	通院送迎	86	79	7		成田赤十字病院・八街病院・黄内科など	19
	話相手	24	13	11		依頼者宅にて	1
	生活保護費受け取り	9	9			市役所	3
	送迎	11	7	4		成田地域生活支援センター	5
	買い物	12	12			送迎含む	8
	散髪	6	6			依頼者宅にて	2
	作業所手伝い	4	2	2		小規模作業所「大地」	1
	声の広報（収録）	28	28			広報月2回・議会報2回	10
	声の広報（配達）	134	128	6		広報月2回・議会報2回	2
	イベント	6	6			※3 依頼先	（延べ）91
	手話通訳	1	1			富里スイカロードレース大会（会計課）	2
	計	321	291	30	0		144
障がい児	散髪	3	3			マザーズ	1
	プール見守り	4	1		3	富里特別支援学校 PTA	1
	イベント	2	1	1		富里特別支援学校（駐車場誘導）	6

		保育（マザーズ）	198	143	51	4	対象5名	24
		計	207	148	52	7		32
幼児	児童	幼児保育（集団）	23	21	2		※4依頼先	(延べ)55
		学童イベント	9	9			根木名学童クラブ	(延べ)44
		子育て支援イベント	1	1			リトミック（第一地区社協）	1
		総合学習	8	8			日吉台小学校・根木名小学校・七栄小学校	10
		計	41	39	2	0		110
その他		通院送迎	10	8	2		成田赤十字病院・長岡産婦人科	4
		送迎	5	3	2		母親学級・東邦佐倉病院	1
		車いす講習	1	1			日吉台3丁目ふれあい隊の依頼	1
		留守番電話（収録）	1	1			富里市立図書館	1
		計	17	13	4	0		7
合計			850	747	96	7		459

依頼対応747件中送迎依頼対応271件（約36%）